

※ 本届出書は、正本にその写しを一部添えて提出してください。

様式第3(第6条関係)

特定施設の種類の数及び能力ごとの数
特定施設の使用の方法 変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※ 法第8条第1項の規定により、「当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前まで」の届け出となっています。

那須塩原市長 那 塩 環 一 郎 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつてはその代表者の氏名
〒〇〇〇 - 〇〇〇
東京都〇〇〇
〇〇工業株式会社
取締役社長 東京 太郎

振動規制法第8条第1項の規定により、
特定施設の使用の方法の変更について
次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇工業株式会社 那須塩原工場		※ 整 理 番 号					
工場又は事業場の所在地	〒〇〇〇 - 〇〇〇 那須塩原市〇〇〇		※ 受 理 年 月 日		年 月 日			
			※ 施 設 番 号					
			※ 審 査 結 果					
			※ 備 考					
特定施設の種類の	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)	変更前 (時・分)	変更後 (時・分)
2 圧縮機	CD-45	8kW			8:30	8:15	17:30	17:45
<p>※ 法第8条第1項の規定では、変更が「環境省令で定める軽微なもの」であるときには必ずしも届出を要しないこととなっています。「環境省令で定める軽微なもの」とは、「当該特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合」をいいます。</p>								

- 備考 1 特定施設の種類の数及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であつても、振動規制法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされる場合は、当該特定施設の種類の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第1に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

《騒音規制法に基づく届出と同時に^注行われる場合で、添付書類の内容が同一である場合に添付を省略する場合の記載》

次に掲げる添付書類については、令和〇〇年〇〇月〇〇日付け騒音規制法第8条第1項に基づく特定施設の種類の数変更届出書に添付したものと内容が同一でありますので、省略します。

「参考事項」、「特定施設の配置図」、・・・・・・・・

注 「同時」とは、同じ特定施設の届け出に関し、当該届出書の様式番号が同じものを用いて同時に届出の場合をいいます（振動規制法に基づく各種届出書の様式は、騒音規制法に基づく届出様式と整合性が図られ、同種の届出については同じ様式番号となっています）。

(変更前)

(変更後)

(騒音・振動)

種類 ごとの 数・ 構造	別表第1に掲げる特定施設の項番号		2	2	
	特定施設の名称		圧縮機	変更無	
	特定施設の型式		CD-45	変更無	
	特定施設の数		2	変更無	
	特定施設の規模 (kw、重量 t、m ³ 、kg)		8kw	変更無	
使用 の 方 法	工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	※ 「使用開始予定年月日」は、届出の日より30日以降の日付となっていることを確認してください。
	工事完了予定年月日		年 月 日	年 月 日	
	使用の方法変更後の 使用開始予定年月日		年 月 日	令和〇年〇月〇日	
	事業場(工場)の操業時間		8時30分～17時30分	変更無	
	1日の使用時間(時間)		9時間	9時間30分	工場操業時間の前後に自動運転をします
	1回の使用時間(時間)		9時間	9時間30分	※ 変更内容が分かりにくい場合には、上記のように説明を付け加えてください。
	1日の使用回数(回)		1回	変更無	
	季節変動		なし	変更無	
騒音止 又はの 振方 動の法	騒音又は振動の防止の方法の概要		距離減衰	変更無	
参 考 事 項	騒音 (振動) 防止 施設	設計施工者			工場全体の敷地面積 7,560m ²
		工事予定費用	万円		
	資金内訳	自己資金	万円		
	銀行借入	万円			
	工事着手予定年月日 年 月 日	工事完了予定年月日 年 月 日	使用開始予定年月日 年 月 日		
添 付 書 類	1 特定施設の配置図 事業場(工場)の建物の配置を明示するとともに、特定施設の位置を朱書すること(縮尺又は距離を記載すること)。 2 事業場(工場)付近の見取り図 周辺200メートルの付近図とし、付近の状況を明示するもの(縮尺又は距離を記載すること)。 3 騒音(振動)の発生及び騒音(振動)の防止に係る操業の系統を説明する書類。 4 騒音の大きさ(dB)に関する説明書。				

※ 本書以下の添付書類については、騒音規制法に基づく届出と同時になされる届出の場合で、その内容が騒音に係る届出書の添付書類と同一である場合には、省略することができます。

※ 「使用の方法変更」は、使用時間の変更が対象となりますので、通常は「参考事項」以外の添付書類はいりません。

(6-(3)定型的添付書類)

参 考 事 項

記載上の注意 (省略)

届出等担当者 (連絡先)	氏名 共壘三郎	所属 部 課 名 総務部管理課	電 話 (0287)11-1111(代) F A X (0287)11-1112
公害防止管理者	選任 ¹ 要 ² 不要 選任要 のとき	職・氏名	試験又は 資格の区分
公害防止責任者	職・氏名 総務部長 あたご四郎 ※ 県条例第50条の規定により、特定施設を設置する事業場(公害防止管理者を選任している場合を除く)は、公害防止責任者を選任する(届出不要)こととなっています。		
従業員数	〇〇〇人	主 要 製 品 名 〇〇〇部品	日本標準産業分類の 小分類番号・項目 2452 金属プレス製品製造業 ※ 総務省統計局のホームページを参照してください。
特定施設メーカー名	機械プレス 那須北〇〇(株) 圧縮機 (株)塩原製作所		処理施設メーカー名
特定施設が関係する製造工程の概要 別紙のとおり ※ 添付書類として、特定施設が関係する工程表等を添付することとなっていない場合は、本欄に工程の概要を記入してください。			
新規立地工事工場・事業場 事前協議	1 要 ² 不要 事前協 議 要の と き	協議終了年月 日	※ 敷地面積が9,000 m ² 以上である事業場の新設が、増設する敷地面積が9,000 m ² 以上である事業場増設などの場合、当該工事開始の日の90日前までに県と協議する必要があります。
特定施設等を 設置する土地	用途 地 域 準工業地域	敷 地 (既存面積 面積等 (新規・増加面積 7,560 m² 登記地目 宅地)	
特定施設等を 設置する建物	新築 (床面積 1,760 m²)	増改築 (床面積 m²)	
工場・事業場 当初設置年月日	令和〇年〇月〇日		水質関係特定施設 当初設置年月日 年 月 日
めっき施設の設置等 に係る事前協議	1 要 ² 不要 事前協 議 要の と き	対象物質	協議終了年月日
排 水 先 (水質関係に係る 届出書に添付 するときのみ記載)	複数の排水口があり、異なる用水路・河川に排出される場合にはその全てについて記載すること 排水の排出先の用水路名 () ↓ 排水の排出先の河川名 ()		
公害防止協定	締結 ¹ 有 ² 無 締結有 のとき	今回の特定施設等の 届出に関する事前協議	¹ 要 ² 不要 事前協議 ¹ 協議済 ² 協議予定 要のとき
周辺における 公害苦情等の問題	現在解決して いない苦情 ¹ 有 ² 無 有のときは その区分	1 ばい煙 3 汚水 5 騒音 7 その他 2 粉じん 4 悪臭 6 振動 ()	